

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

令和 8 年 7 月 29 日

水 曜 日

第5549号

目 次

告 示

- | | |
|---------------|---|
| ○指定納付受託者の指定 | 1 |
| ○指定公金事務取扱者の指定 | 2 |

労働委員会告示

- | | |
|------------------------------------|--|
| ○地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項による認定 | |
|------------------------------------|--|

公 告

- | | |
|----------|---|
| ○落札者等の公示 | 3 |
|----------|---|

告 示

富山県告示第365号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 29 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

株式会社NTTデータ

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する富山県の旅券発給手数料の収納事務

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和8年4月1日

富山県告示第366号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル4階

公益財団法人とやま国際センター

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

富山県キャッシュレス決済端末により納付を行った富山県の行政手続きに係る申請手数料等の収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による認定について

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の

第 5549 号 3

範囲を、令和8年7月17日次のとおり認定したので告示する。

なお、令和6年富山県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和8年7月29日

富山県労働委員会

会 長 島 谷 武 志

富山県企業局の職員が結成し、又は加入する富山県公営企業職員労働組合については、次の表に掲げる地位にある者。

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	局長、理事、次長、室長、参事、課長、主幹、人事関係事務について課長を補佐する課長補佐、経営管理課の管理係長、経営係長、管財係長及び人事労務事務の企画担当の主任又は主事
出 先 機 関	所長、次長、所長代理及び支所長

公 告

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和8年7月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
富山県庁情報通信網（庁内 LAN） ノート型パソコン 815台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 6 月 8 日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社インテック 富山県富山市牛島新町5番5号

5 落札金額

125,789,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年5月1日